

令和6年度 ガス事業法に基づく立入検査結果

那覇産業保安監督事務所  
保安監督課

ガス事業法第172条第1項の規定に基づき、ガス事業者に対して計画的に立入検査を実施し、法の遵守状況等について確認を行いました。令和6年度の実施状況等は以下のとおりです。

1. ガス小売事業者

(1) 実施状況

実施事業者数：8事業者

(2) 検査結果

検査項目	適合状況※
○ガス小売事業者の消費機器の調査・周知に関すること	
①保安業務規程の遵守状況（消費機器に係る調査・周知の実施状況等）	良：8事業者、否：なし
②その他保安業務に関する規定の遵守状況	良：2事業者、否：6事業者
○ガス事業者等のガス工作物の工事、維持及び運用に関すること	
①技術基準適合状況	良：7事業者、否：1事業者
②保安規程遵守状況	良：4事業者、否：4事業者
③ガス主任技術者選任状況並びにガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督の職務状況	良：8事業者、否：なし
④使用前自主検査及び定期自主検査の実施状況	良：8事業者、否：なし
⑤その他ガス工作物の保安に関する規定の遵守状況	良：8事業者、否：なし

※適合状況 良：適合している場合、否：法令違反等がある場合（改善について文書指導）

(3) 改善指導の内容

○ガス小売事業者の消費機器の調査・周知に関すること。

②その他保安業務に関する規定の遵守状況

- ・保安業務規程に定める資格要件を満たす保安業務監督者が選任されていない。
- ・保安業務規程に基づく教育及び訓練が実施されていない。
- ・保安業務規程に基づく保安管理組織が実態と合っていない。

○ガス事業者のガス工作物の工事、維持及び運用に関すること。

①技術基準の適合状況

- ・能力を満たす防消火設備（消火器）の設置数が不足している。

②保安規程の遵守状況

- ・ 保安規程に定める保安管理組織が実態と合っていない等。
- ・ 保安規程に基づく教育及び訓練が実施されていない。

(4) 改善指導の状況

- ・ 改善報告書により、改善状況を確認。